

会 議 結 果 の お 知 ら せ

令和6年度第4回宮古市市民自治推進委員会を次のとおり開催しました。

令和7年2月19日

宮古市市民自治推進委員会

- 1 開催日時
令和7年2月3日（月） 午後3時00分～午後3時40分
- 2 開催場所
市役所4階 特別会議室
- 3 議題
 - ・参画と協働のまちづくりについて
 - ・宮古市提案事業について
 - ・元気な地域づくり補助金について
- 4 会議の概要
別添のとおり
- 5 問い合わせ先
企画部 企画課 企画調整係
電話0193-68-9064

令和6年度第4回宮古市市民自治推進委員会 【開催結果】

1 出席者（12名）

- ① 昇高茂樹委員 ② 畠山兼委員 ③ 川口太嗣委員 ④ 澤田優美委員
- ⑤ 山崎一美委員 ⑥ 本多政彦委員 ⑦ 澤田亮委員 ⑧ 川上寿恵委員
- ⑨ 佐可野瑞穂委員 ⑩ 門坂知実委員 ⑪ 佐々木聡子委員 ⑫ 島崎育委員

2 欠席者（3名）

- ① 立花新吾委員 ② 佐々木優委員 ③ 中村なつみ委員

3 市長および事務局出席者（全10名）

- ① 市長 山本正徳 ② 企画部長 多田康 ③ 企画部企画課長 箱石剛
- ④ 企画部企画課企画調整係長 工藤真奈美 ⑤ 同係 主任 三浦奈穂
- ⑥ 企画部企画課地域創生推進室長 竹田真吾
- ⑦ 市民生活部長 若江清隆 ⑧ 市民生活部生活課長 伊藤宏子
- ⑨ 市民生活部生活課 男女参画・協働推進係長 小向和美
- ⑩ 同係 主査 名取綾子

4 傍聴者 なし

5 議事等

●委嘱状の交付

委嘱期間の満了に伴い、12名に委嘱状の交付を行った。

なお、欠席委員3名については郵送。

●市長挨拶

委員引き受けに対する御礼、今後の委員会運営への期待を述べた。

●委員長・副委員長の選任

委員から意見がなく、昇高茂樹委員を委員長、畠山兼委員を副委員長とする事務局案を提案し、承認された。

●議題 ※市長は別用務のため退席

(1) 参画と協働のまちづくりについて

(事務局説明：企画課 企画調整係)

事務局より委員会の設置事由、審議内容等について説明した。

(2) 宮古市提案事業について

(事務局説明：生活課 男女参画・協働推進係)

事務局より事業の概要、年間スケジュール等について説明した。

(3) 元気な地域づくり補助金について

(事務局説明：企画課 地域創生推進室)

事務局より補助金の概要、年間スケジュール等について説明した。

質疑応答内容

質問・意見	回答
<p>【議題（２）宮古市提案事業について】</p> <p>（委員） 資料P 1 __採択事業数が1年度につき2件程度となっていることについて、令和6年度は9件の事業を実施しているが、令和7年度からは2件程度になるということか。</p> <p>（委員） 新規で採択される事業が、単年度中に2件程度ということか。</p>	<p>（事務局） 継続事業とは別に、新規で採択する事業が2件程度という意味になります。</p> <p>（事務局） そのとおりです。</p>
<p>【議題（３）元気な地域づくり補助金について】</p> <p>（委員） 選考会が5月頃となるようだが、4月から開始したい事業は応募ができないということか。</p> <p>（委員） 令和8年度以降も4月から開始したい事業は応募できないということか。</p> <p>（委員） これまで担当課と協働で事業を行ってきたが、これからは団体が主体となって補助金の中で事業を進めるという理解で良いか。</p>	<p>（事務局） 事業開始は選考会后と想定しています。</p> <p>（事務局） 令和8年度以降の事業については、前年度中に選考会を実施する予定であるため、4月から開始する事業でも応募できることとなります。</p> <p>（事務局） 協働事業とは別に、前身の「地域創造基金事業補助金」は、元々、地域住民が主体となって事業に取り組んできました。</p> <p>（事務局） 資料2で説明した提案事業は、市民自治推進委員会で審査を行ってきた協働事業であり、これまでどおり継続と</p>

質問・意見	回答
<p>(委員) これまでの補助金を使っていた団体へは、新たな補助金のお知らせはしているか。</p> <p>(委員) 「3月までに計画書を出してください」というような案内になるか。</p>	<p>なります。</p> <p>資料3で説明した補助金は、「地域づくり協議会」という別の組織で審査を行ってきたもので、令和6年度で終了することに伴い、新たな補助金を創設し、当委員会で審査を行うこととなりました。</p> <p>協働事業と、地域住民が主体となつて行う事業と、2通りの事業について審査を行っていただくこととなります。</p> <p>(事務局) 案内しています。</p> <p>(事務局) そのとおりです。</p>

以上